

(別表1)

要綱第7条に定めるかいぜん Water 一次評価区分については、次のとおりとする。

区分	一次審査（所管課長等）評価区分	審査
A	局事業運営に効果を付加すると認められる、また期待がされるもの	二次審査に推薦
B	職場の業務改善や活動の推進に有効に活用されるもの	二次審査に推薦
C	さらに企画立案を凝らし考察を続けることで、より良い改善が図られるもの	対象外

(別表2)

要綱第7条の1に定めるかいぜん Water 審査会委員については、次のとおりとする。

区分	事前審査会	表彰審査会
役割	かいぜん Water フォーラムの発表提案及び はなまる活動表彰制度推薦提案の決定	かいぜん Water 各賞及びはなまる活動表彰制度推薦 提案の審査選考 事業化に向けての審査
委員	総務部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、 総務課長、職員課長、経理課長、企画課長、 お客さまサービス課長、計画課長、配水課長、 給水課長、東部水道センター所長、北部水道センター営業担当課長、柴島浄水場長、 水質試験所長	局長、理事、総務部長、工務部長、企画担当部長、 経営改革担当部長、事業推進担当部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、 総務課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、計画課長、東部水道センター所長、北部水道センター営業担当課長、柴島浄水場長

(別表3)

要綱第7条の3に定めるかいぜん Water 審査基準については、次のとおりとする。

審査項目	着眼点例
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減、作業の効率化に繋がっているか ・安全性の向上が図れているか ・環境面に配慮しているか
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に成果が得られるか ・今後の継続性や他所属等への展開が期待できるか ・成果が標準化され、定着するか
発想力	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの慣行にとらわれない発想であるか ・従来のやり方や考え方に縛られることなく、柔軟に対応しているか ・様々な工夫、応用があるか

志向性	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの立場で物事を考えているか ・改善意欲・意識の醸成に繋がったか ・職場環境の士気が向上したか
分析・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・取組む必要性、背景について明確に分析しているか ・目的に適した合理的根拠があるか
プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力のある資料作成ができていますか ・明快な説明及び質疑の受け答えができていますか ・提案者の意力、熱意、真摯さが伝わってくるか

(別表4)

要綱第8条の2に定める副賞については、次のとおりとする。

表彰区分	副賞	適用
特別選賞	1 提案につき賞金 3万円	水道事業に多大な効果を付加する提案として、特に優れていると認められるもの
優秀賞	1 提案につき賞金 2万円	水道事業に多大な効果を付加する提案として、優れていると認められるもの
特別賞	1 提案につき賞金 1万円	水道事業に効果を付加するものとして、特に期待されるもの
優良賞	1 提案につき賞金 5千円	提案が優良と認められるもの
奨励賞	記念品	有効に活用される提案として、二次審査に推薦されたもの